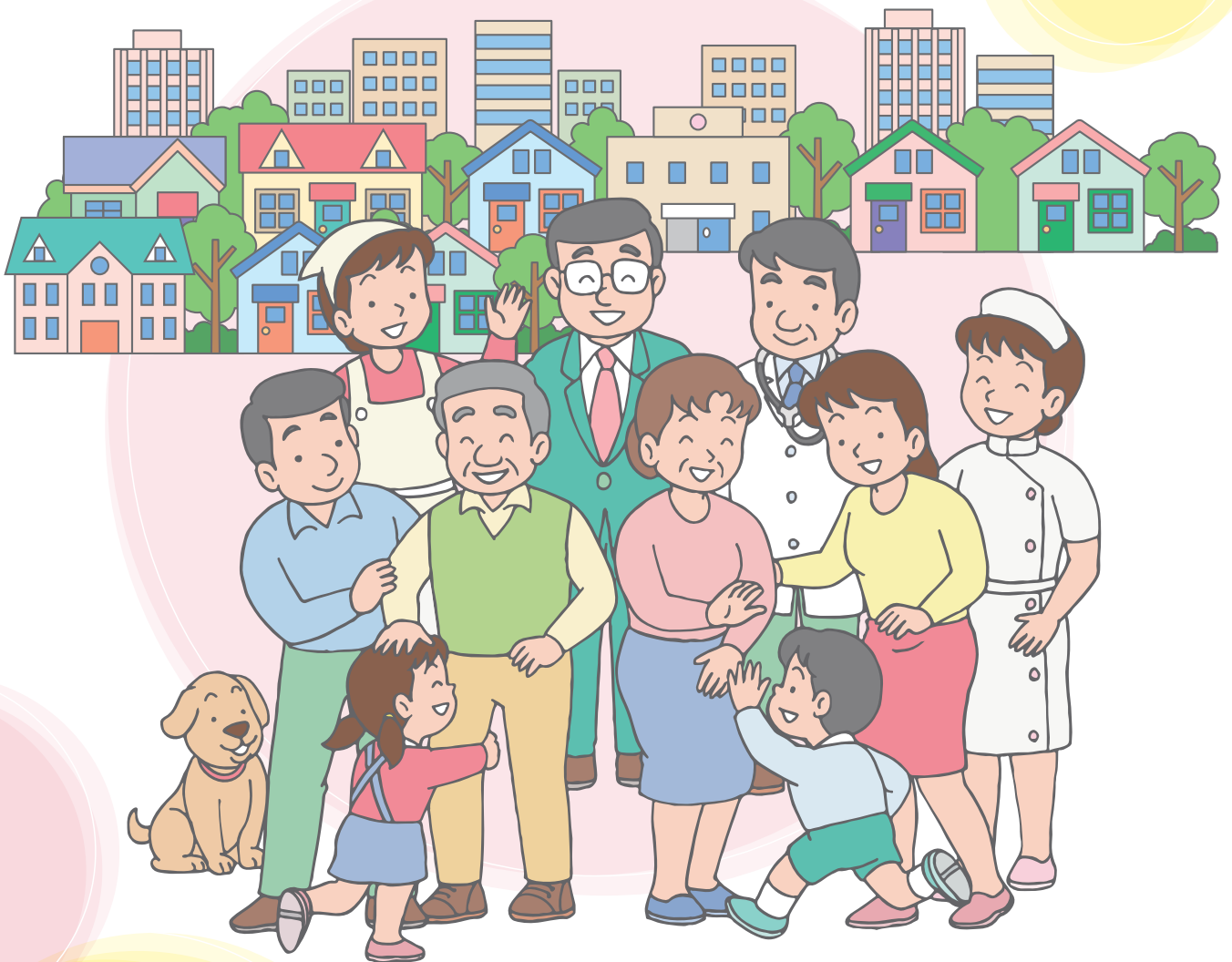


# 藤沢市地域福祉計画 2020

中間見直し

一人ひとりが主役  
共に支えあい  
安心して暮らせるまち ふじさわ



2018年(平成30年) 3月

藤沢市

## はじめに

昨今、超高齢化の進展や家族構成の変化等といった社会情勢の変容に起因する問題や、ダブルケアやヤングケアラーといった顕在化しにくい問題、さらには複数の分野にまたがる問題等、市民の困りごとが複雑化・複合化しています。

こうした状況の中、地域における見守り等を通し、問題を早期に発見し、対応できるよう、子どもから高齢者、障がい者など、全ての市民による世代や立場を超えて支えあう地域づくりが求められております。

本市では、2015年（平成27年）に「藤沢市地域福祉計画2020」を策定し、誰もが安心して暮らせるまちをめざし、地域福祉の推進を図るとともに、地域生活課題の解決に向けた様々な取組を進めてまいりましたが、このたび、策定から3年目を迎え、昨今の社会情勢や地域の実情に対応した地域福祉施策に取り組むことができるよう、中間見直しを行いました。

この中間見直しでは、「藤沢市地域福祉計画2020」において地域福祉推進ビジョンとして掲げる「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」と、その実現に向け、重点的に取り組む基本目標は踏襲したうえで、平成29年6月に公布された改正社会福祉法の視点を新たに取り入れ、国がめざす地域共生社会の実現に向けた内容を反映させております。

また、多様化する生活課題の解決に向け、立場や分野を超えて支えあう考え方や仕組みとして、本市が取組を進める「藤沢型地域包括ケアシステム」の福祉分野に共通する基本的な方向性を示す考え方を踏まえ、見直しを行っております。

引き続き、これまで以上に市民の皆様をはじめ、各種団体や事業者等、より多くの皆様と協働し、分野横断的な連携のもと、マルチパートナーシップの視点による取組を推進してまいります。

今後とも、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域福祉を推進し、「郷土愛あふれる藤沢」の実現に取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご議論くださいました藤沢市地域福祉計画推進委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、ご協力いただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

2018年（平成30年）3月

藤沢市長 鈴木 恒 夫



# I 計画の基本構想

## 1 地域福祉計画とは

### (1) 計画の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項第 1 号から 5 号に基づき、地域住民等と行政が協働し、地域福祉の推進や地域生活課題への解決に向けて取り組むべき事項を定める計画です。

本市では、2004 年度（平成 16 年度）に地域福祉計画を策定し、国や県の動向、市の取組状況等を反映し、計画をより時代の変化や地域特性に合ったものにするため、改定を行ってきました。

### (2) 計画の期間

計画期間は、2015 年度（平成 27 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）までの 6 力年ですが、中間年度である 2017 年（平成 29 年度）に中間見直しを行いました。

### (3) 計画の位置づけ

2017 年（平成 29 年）6 月 2 日公布の改正社会福祉法において、地域福祉計画は高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を盛り込む計画として位置づけられました。

本計画では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るため、今回の見直しにおいて、藤沢型地域包括ケアシステムの考え方や方向性を反映させるとともに、地域福祉を総合的に推進していけるよう、各福祉分野との共通概念等の共有を図ります。

また、「神奈川県地域福祉支援計画」、市社会福祉協議会において作成した「藤沢市地域福祉活動計画」との整合を図ります。

## 2 計画の見直しにあたって

### (1) 国の動き

2025 年（平成 37 年）には、団塊の世代がすべて 75 歳以上のいわゆる後期高齢期に入り、さらには 2040 年（平成 52 年）には団塊世代ジュニアが 65 歳以上の高齢期に入ります。

国ではこれまで、高齢者、障がい者、子どもなど、対象者ごとに公的な支援制度の充実を図ってきましたが、昨今、様々な分野の課題が同時にいくつも重なりあうことや、世帯の中で課題を抱えた人が複数存在するなど、複数の分野にまたがる複合的な支援を必要とするケースが増加しています。そのため、対象者ごとに整備されてきた公的な支援制度だけでは対応が難しいケースに対し、これまでの公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」へと展開し、また、市民一人ひとりが地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉えることで、地域全体の暮らしの豊かさにつながる「地域共生社会」の実現をめざしています。

## (2) 地域共生社会に向けた法改正

国では、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年6月2日公布)」の中で、社会福祉法を一部改正しています。この改正では、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、さらには「制度の狭間」の問題など、既存の制度では解決が困難な課題に対し、地域住民による支えあいと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築をめざしています。

これまで、高齢期のケアを念頭においた概念として「地域包括ケアシステム」がうたわれていましたが、地域共生社会の実現に向けて、子どもや障がい者等への支援や複合的な課題にも拡大させた包括的支援体制の構築が求められており、地域包括ケアをより普遍化した概念として考えていくことが求められています。

### トピックス

#### 地域共生社会とは？

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしを豊かにする生きがいのある地域を共に創っていく社会のこと。

## (3) 「藤沢型地域包括ケアシステム」との関係性

本市の高齢者人口比率は2017年(平成29年)10月現在、24.0%(全国27.7%)と低い状況ですが、確実に高齢化が進んでおり、また、中長期的な人口構造の推計から、地域を支える担い手の不足やダブルケア等の複合的な問題がさらに表面化することが危惧されています。

こうした状況の下、本市では地域住民や地域団体における“支え手”と“受け手”という立場を超えた活動や取組と、様々な分野を超えて、行政と多様な主体との協働による支えあいのもと、さらに13地区それぞれの特性を生かしたまちづくりを進めることで、誰もが安心してその人らしく、住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域社会の実現をめざし「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進しています。本計画ではこの考え方を踏まえ、見直しを行っています。

### 藤沢型地域包括ケアシステムの基本理念

#### (1) 全世代・全対象型地域包括ケア

子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、すべての市民を対象とし、一人ひとりが地域社会の一員として包み支えあう、心豊かな暮らしを実現します。

#### (2) 地域の特性や課題・ニーズに応じたまちづくり

13地区ごとに、地域で培った文化・歴史等の特性を活かしつつ、人口構造の変化や社会資源の状況に応じたまちづくりを進めます。

#### (3) 地域を拠点とした相談支援体制

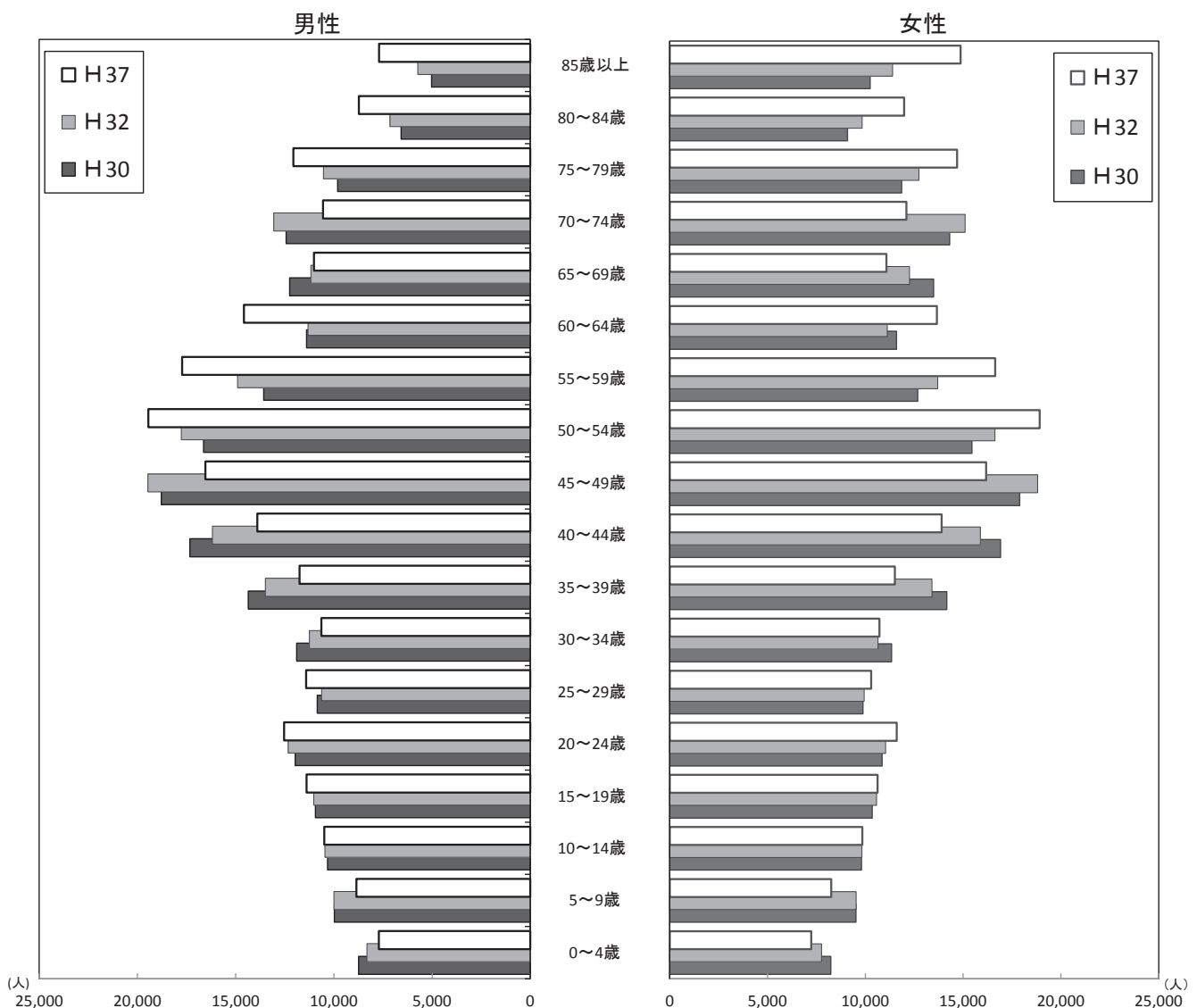
支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けることができる相談支援体制を確立します。

### （１）藤沢市における将来予測

本市の人口ピラミッドを見ると、団塊の世代が75歳となる2025年（平成37年）には、50歳代～60代前半と75歳以上の年齢層で増加が見込まれます。一方、0歳～9歳、30歳代から40歳代では減少が見込まれ、地域を支える中核となる年齢層の減少が懸念されます。

これらを踏まえて、将来の人口構造の中長期的展望を考慮した、地域福祉に関する施策を進めていきます。

#### ●男女別・5歳階級別人口ピラミッド●



資料：平成29年度藤沢市将来人口推計（中間報告）から引用（平成27年国勢調査に基づく推計値）。  
各年10月1日現在。

## (2) 中長期的展望を見据えためざすべき将来像

本市では2015年(平成27年)から、藤沢市地域福祉計画2020による取組を進めており、地域福祉推進ビジョン～めざすべき将来像～として、「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」を掲げています。

《藤沢市地域福祉推進ビジョン～めざすべき将来像～》

一人ひとりが主役

共に支えあい

安心して暮らせるまち ふじさわ

## 4

### 基本目標

地域福祉推進ビジョンの実現に向け、重点的に取り組むテーマとして、3つの基本目標を掲げています。

#### 基本目標1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

市民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持つように普及啓発を進めるとともに、地域福祉に関する活動に主体的に参加するような人材づくりを進めます。

#### 基本目標2 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

同じ地域に住む住民同士が顔の見える関係をつくり、見守りや支えあい、困ったときに助けあうことができるよう、様々な組織的な活動に取り組み、支えあいの地域づくりを進めます。

#### 基本目標3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

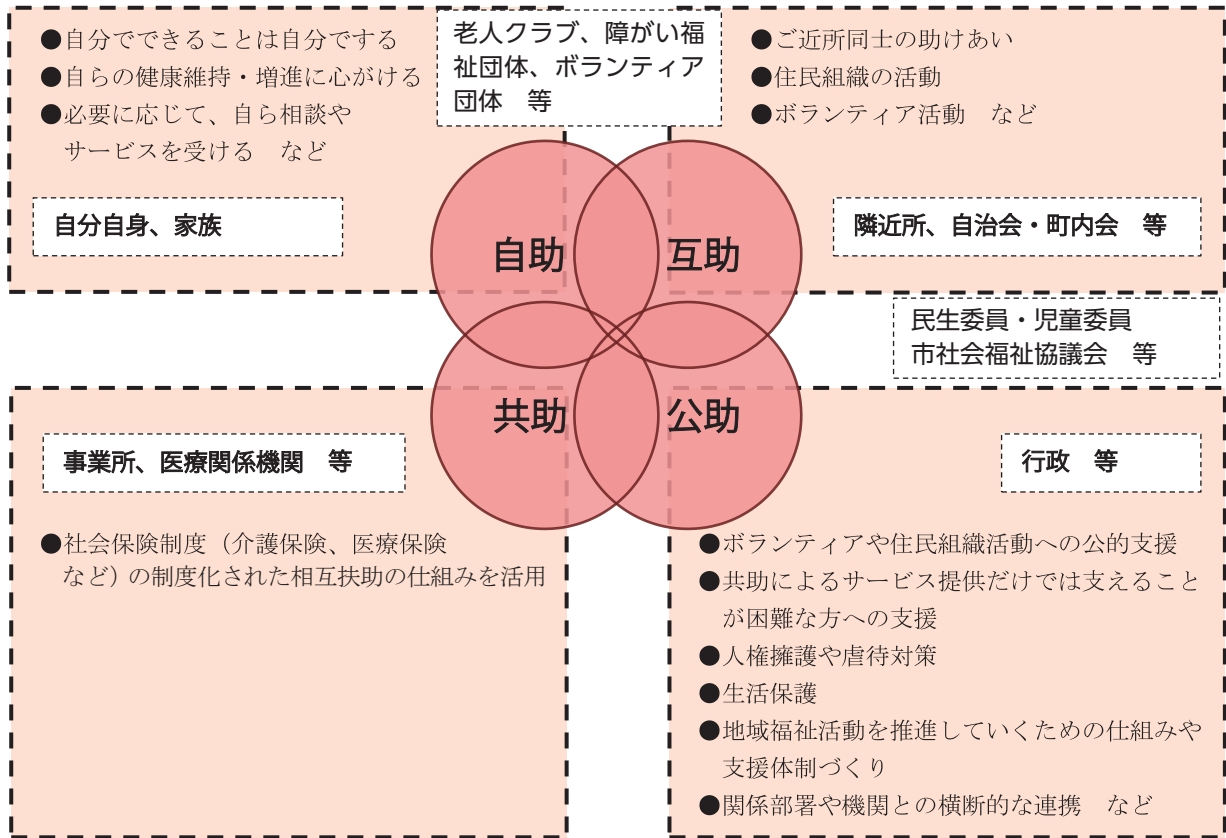
高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など支援を必要とする方をはじめ、誰もが安心して暮らせるよう、必要な支援やサービスを選択でき、適切に利用できるような仕組みづくりを推進します。

## 5

### 地域福祉を推進するための考え方

地域生活課題に対して、自助、互助、共助、公助がお互いに重なり合いながら、社会的に弱い立場にある人を孤立・孤独、排除等から守り、社会・地域の一員として包み支える「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)」の考え方を踏まえた「支えあいの地域づくり」に向けて、重層的なネットワークを構築していくことが求められています。行政は、限られた財源のもと、選択と集中という観点から、自助、互助、共助の活動を支援しつつ、公助で担うべきサービスを提供し、地域福祉を総合的に推進していきます。

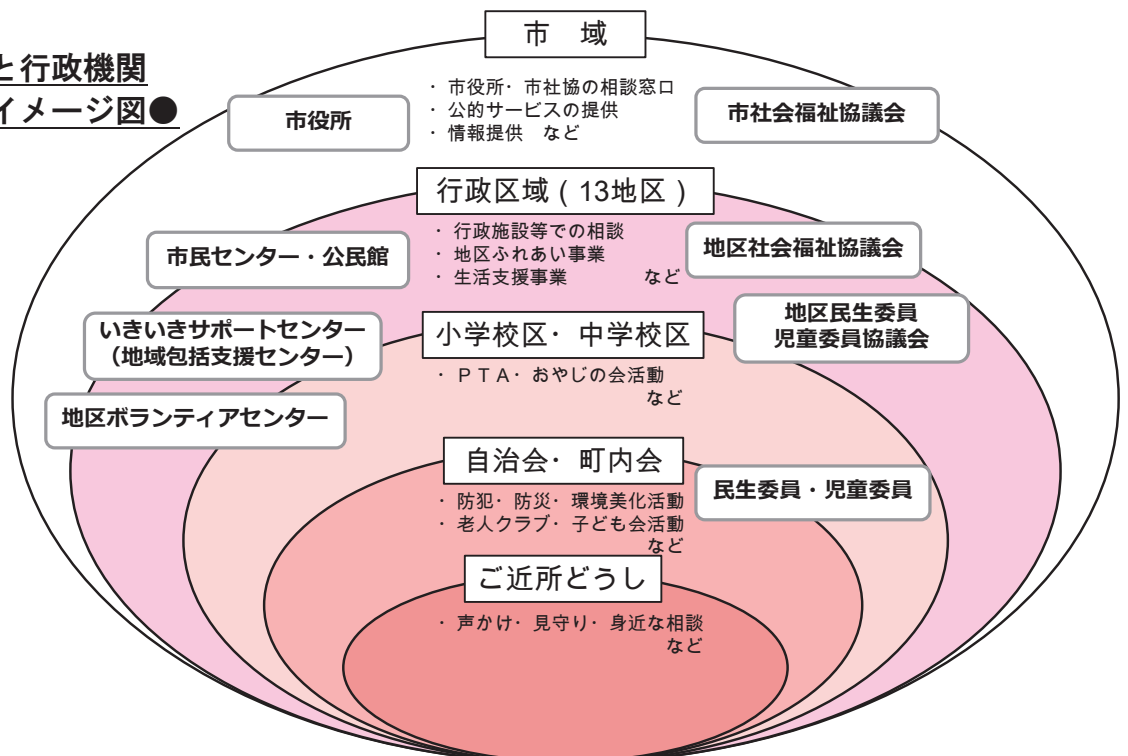
## ●地域福祉における自助・互助・共助・公助の関係性●



## 6 圏域のとらえ方

本計画では、地域福祉を推進するための範囲として大きく5つの圏域を設定します。ご近所どうしや自治会・町内会といった範囲から、小学校区・中学校区、市民センター・公民館を拠点とした13地区、市域全体といった重層的な圏域で捉えています。圏域ごとの機能や特性を把握し、それぞれの特性が活かせる仕組みや活動の展開を考えていく必要があります。

### ●5つの圏域と行政機関・関係団体イメージ図●



## 7

# 地域福祉を担う各主体の役割

めざすべき将来像「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」に向けて、各主体それぞれが多様性を受け止め、認めあいながら、協働・連携して進めていくことが大切です。

地域福祉の推進は、理念から実践の場へとシフトしてきており、自治体としてその実践の場を提供していくことが求められています。

## 1 市民の役割

各種研修や講座、地域での集まり、ボランティア活動などへの積極的な参加により、地域における困りごとを「他人事」ではなく「我が事」として捉え、行政などと協働し、見守りや簡単なお手伝いなど、気軽なものから取り組むことで、地域福祉の担い手として活動することが期待されます。

## 2 市民団体・地域団体の役割

NPO法人、ボランティア団体、老人クラブ、障がい福祉団体などの市民団体及び自治会・町内会、地区社会福祉協議会などの地域団体は、各団体の特性を活かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進していくことが求められます。特に住民に身近な団体としての特長を活かして地域の課題を把握し、相談・支援を行う専門機関につなぐなど、団体間の連携・協力、さらには市民との協働により、課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

## 3 民生委員・児童委員の役割

高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、援助や支援を必要としている人から相談を受け、関係機関や福祉サービスにつなげる橋渡し役として活動することが求められます。また、災害発生時には要配慮者の避難支援や安否確認、住民の避難所生活における相談や支援など、地域を見守る様々な活動を行うことが期待されます。

## 4 事業者の役割

地域における重要な社会資源として、福祉サービスの情報提供や質の確保だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが求められています。

また、民生委員・児童委員や市民活動団体、自治会・町内会など他の主体との連携を図るとともに、行事参加や施設開放などを通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者の有する知識や技術を地域に提供していくことが期待されます。



## 5 市社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っています。引き続き、市民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成、地区社会福祉協議会等への支援等を行い、また、各団体や事業者などのネットワーク化、福祉教育の推進のほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行うことが期待されます。

さらに、市（行政）と協働して、市社会福祉協議会で策定した地域福祉活動計画と地域福祉計画との整合を図りつつ、共に地域福祉を主体的に進めることが期待されます。

## 6 市（行政）の役割

市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。また、市民や関係団体、事業所、市社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない福祉課題に対し、関係機関と連携し、必要に応じた福祉サービスを提供します。

さらに、本庁と13地区の拠点である市民センター・公民館が連携して、地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談を丸ごと受けとめる場の整備、相談機能の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を主体的に整備していきます。

### トピックス

#### 地域福祉の担い手とは？

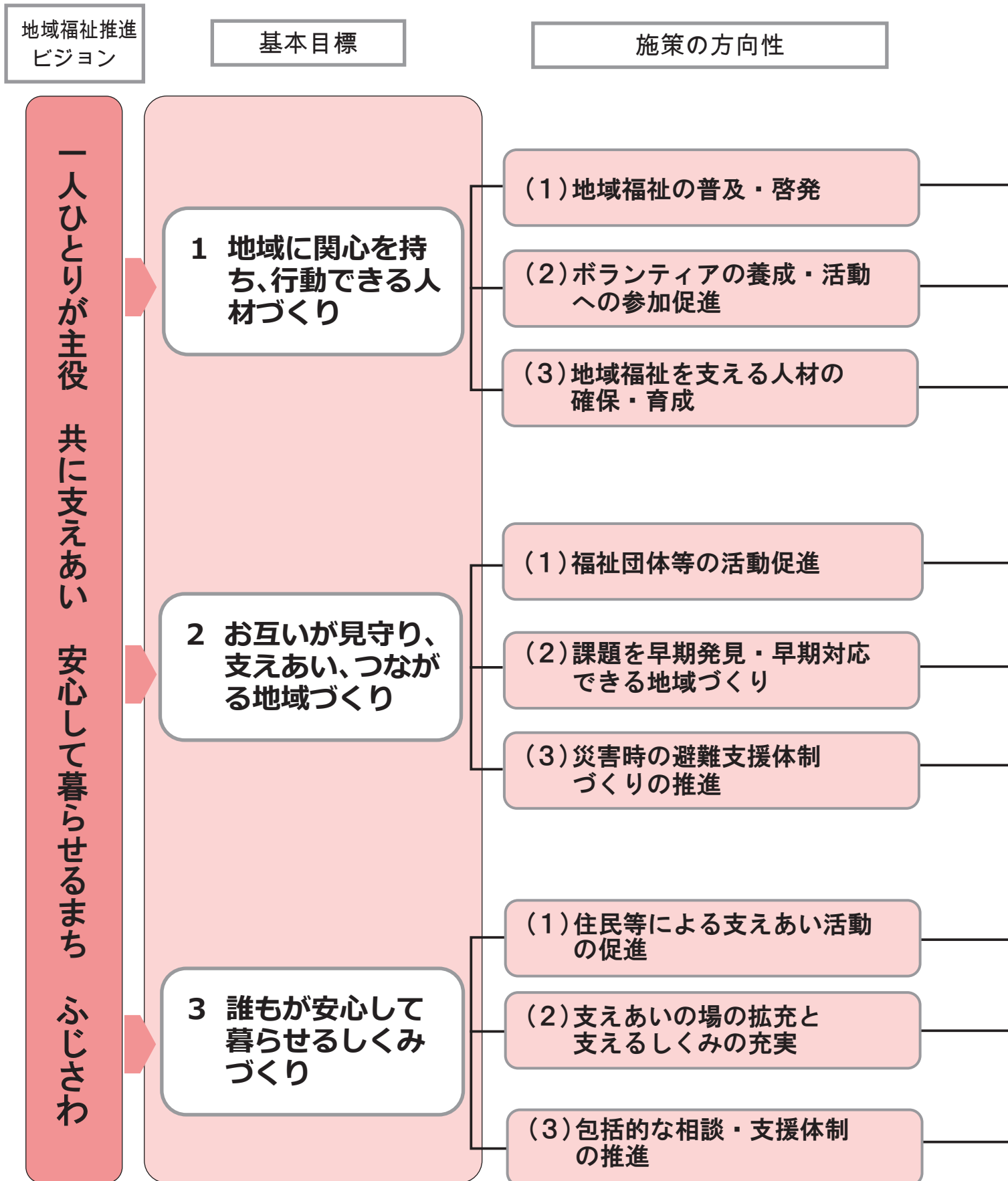
地域福祉の担い手と受け手の立場は固定されず、状況に応じて入れ替わることが必要となります。片方が一方的に支援する側に回るものではなく、それぞれが自分の持ち味を生かして支えあうことが重要です。藤沢市では、地区ボランティアセンターや地域の縁側、通いの場等において、住民同士の交流や支えあい活動が実践されています。



## Ⅱ 計画の基本的な方向

### 1

### 計画の体系図



## 施策の展開

- ①地域福祉に関する普及・啓発の推進
- ②福祉学習・体験機会づくりの推進

- ①社会参加の推進
- ②ボランティア養成・活動支援の充実

- ①民生委員・児童委員の活動環境の整備
- ②地域福祉を推進するためのコーディネーターとなりうる人材の確保・育成
- ③専門性の高い福祉人材の確保・育成の支援

- ①地域におけるボランティア活動を推進する団体の支援
- ②福祉団体の活動場所の整備・活動支援
- ③福祉団体間等の連携の促進

- ①地域における支えあい・見守り体制の構築
- ②認知症施策に関する普及啓発及び支援体制の充実・強化

- ①避難行動要支援者支援体制の強化と地域における普及啓発の推進
- ②災害時における救援ボランティアの受け入れ体制の整備

- ①支えあう地域づくりに向けた支援
- ②多様な職種や機関との連携・協力による包括的なサービス提供の推進

- ①住民同士が気軽に集える場の拡充
- ②地域における福祉相談窓口の充実
- ③地域における相談支援ネットワークの整備

- ①権利擁護のための支援の充実
- ②生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進
- ③立場や分野を超えた取組の推進

## 基本目標1

地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

## (1) 地域福祉の普及・啓発

地域福祉を支えるのは市民一人ひとりであり、地域福祉推進ビジョンに「一人ひとりが主役」とあるとおり、ある場面では支える側にも、また、支えられる側にもなるという、双方の側面を持っています。そのため、誰もが地域の一員であるという認識が広がるよう、市民の方々と協働し、取組を進めていきます。

## 【施策の展開】

- ①地域福祉に関する普及・啓発の推進
- ②福祉学習・体験機会づくりの推進

## (2) ボランティアの養成・活動への参加促進

地域における困りごとが多様化し、支援を必要とする方が増加する中、地域では、ちょっとした手助けや様々な支援ニーズに対応した多様な担い手が求められています。そのため、誰もが気軽に参加できるようなきっかけ・仕組みづくりや、研修等の実施により地域の方々の意識向上を図り、地域活動の担い手について育成を進めていきます。

## 【施策の展開】

- ①社会参加の推進
- ②ボランティア養成・活動支援の充実

## (3) 地域福祉を支える人材の確保・育成

高齢化や世帯構成の変化等により福祉ニーズが高まり、福祉分野の担い手となりうる人材の重要性は高まっています。引き続き、地域での担い手不足を解消するため、地域福祉を支える人材の確保・育成を推進していきます。

## 【施策の展開】

- ①民生委員・児童委員の活動環境の整備
- ②地域福祉を推進するためのコーディネーターとなりうる人材の確保・育成
- ③専門性の高い福祉人材の確保・育成の支援

**(1) 福祉団体等の活動促進**

地域福祉に係る課題が多様化・複雑化する中で、地域で福祉分野の活動をする団体の役割は大きく、ますます重要なものとなっています。そのため、団体活動が継続、さらに発展できるよう、活動の場の整備や地域におけるネットワーク形成等の支援に取り組めます。

**[施策の展開]**

- ①地域におけるボランティア活動を推進する団体の支援
- ②福祉団体の活動場所の整備・活動支援
- ③福祉団体間等の連携の促進

**(2) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり**

高齢者・障がい者・子どもへの虐待、認知症高齢者の一人歩き、孤立死など地域で起こりうる様々な問題や、制度の狭間にある方が抱えている潜在的な問題について、その予防や早期発見・早期対応ができるよう、地域での連携体制を構築し、専門機関にかかる前に解決できる地域の仕組みづくりを進めていきます。

**[施策の展開]**

- ①地域における支えあい・見守り体制の構築
- ②認知症施策に関する普及啓発及び支援体制の充実・強化

**(3) 災害時の避難支援体制づくりの推進**

災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるためには、地域の助けあいが必要です。引き続き、地域における防災意識を高める取組や避難訓練を行うとともに、各地域における避難支援体制を強化します。

また、災害発生時における災害救援ボランティアセンターの開設にあたっては、NPO法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク、市社会福祉協議会、市との三者協定を締結していることから、三者の連携をさらに強化していきます。

**[施策の展開]**

- ①避難行動要支援者支援体制の強化と地域における普及啓発の推進
- ②災害時における救援ボランティアの受け入れ体制の整備

**(1) 住民等による支えあい活動の促進**

地域におけるつながりが希薄化していることから、住民が抱える困りごとが潜在化しているため、地域で活動する団体等の支援や地域の方々が相互に交流できるような場づくりを行い、住民同士の支えあいの力を育むことが必要です。

引き続き、本市では、地域福祉の推進に取り組む団体等の活動支援を進めるとともに、支えあいの地域づくりに向け、新たな活動を始めやすい環境の整備に努め、住民等による主体的な活動を促進することで「他人事」を「我が事」に変える取組を推進していきます。（社会福祉法第106条の3第1項第1号にかかる取組）

**[施策の展開]**

- ①支えあう地域づくりに向けた支援
- ②多様な職種や機関との連携・協力による包括的なサービス提供の推進

**(2) 支えあいの場の拡充と支えるしくみの充実**

少子化や高齢化などの社会的な問題が進展する中で、住民の抱える困りごとは多様化していることから、個別分野ごとの相談窓口間の連携をさらに図るとともに、地域の中で住民同士が気軽に立ち寄り、必要な情報の提供や相談等が行える場づくり等を推進していきます。

また、市民センター・公民館については、さらに住民に身近な相談の入り口となるよう、地区福祉窓口等の充実に向けた検討を進めていきます。（社会福祉法第106条の3第1項第2号にかかる取組）

**[施策の展開]**

- ①住民同士が気軽に集える場の拡充
- ②地域における福祉相談窓口の充実
- ③地域における相談支援ネットワークの整備

**(3) 包括的な相談・支援体制の推進**

住民の抱える多様で複合的な課題については、福祉分野だけでなく、医療や保健、経済産業、都市・環境整備、教育、権利擁護といった、個別分野を超えた包括的な相談・支援体制が求められています。

本市では、藤沢型地域包括ケアシステムによる分野横断的な多機関協働による取組を推進するとともに、制度の狭間への支援については、福祉総合相談支援センター（北部福祉総合相談室を含む）のほか、関係機関と連携等により支援し、また、日常生活を送るうえで十分な判断ができない方が安心して暮らせるために、成年後見制度の充実を図っていきます。（社会福祉法第106条の3第1項第3号にかかる取組）

**[施策の展開]**

- ①権利擁護のための支援の充実
- ②生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進
- ③立場や分野を超えた取組の推進

## トピックス

### 社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 1～3 号とは？

第 106 条の 3 の第 1 項には、市町村がどのような事業を通じて、地域住民等の協力関係を築き、支援が包括的に提供される体制をつくるのかという、具体的な事業内容が 3 つ規定されています。

1 つ目（第 1 号）は、地域福祉に関する活動に地域住民の参加を促す活動者への支援、地域住民等が相互の交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施などの事業があげられています。

2 つ目（第 2 号）は、様々な主体自らが、他の地域住民の抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、また必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制整備に関する事業があげられています。

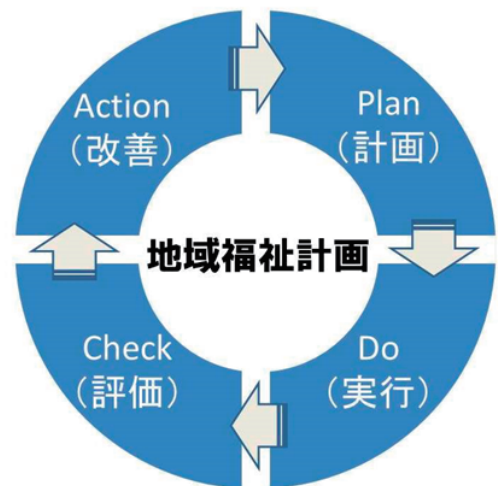
3 つ目（第 3 号）は、生活困窮者自立相談支援事業を行う者や支援関係機関が、課題解決のためにお互いに連携し、支援を一体的・計画的に行う体制の整備があげられています。

## Ⅲ 計画の進行管理方法

### 1 計画の進行管理

本計画においては、PDCAサイクルの手法を活用して進行管理を行い、計画に基づいて効果的かつ効率的に施策・事業を実行することで、地域福祉における課題解決を図っていきます。

Plan (計画)	地域福祉における課題等を踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do (実行)	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
Check (評価)	各施策・事業の実施結果等を踏まえ、各基本目標にどの程度近づき、進んでいるのか評価します。
Action (改善)	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直し及び改善を行います。



### 2 計画の進行管理体制

#### (1) 藤沢市地域福祉計画推進委員会

学識経験者、高齢者・障がい者・児童関係団体の代表、市民代表、市社会福祉協議会の代表、民生委員・児童委員の代表等を委員とする「藤沢市地域福祉計画推進委員会」において、計画及び施策の進捗状況などを基に、地域福祉計画の推進に関する調査審議を行います。

#### (2) 藤沢市地域福祉計画推進庁内連絡会議

福祉健康部の関係課のほか、庁内関係課によって構成する「地域福祉計画推進庁内連絡会議」を設置し、計画及び施策の進捗状況などを基に、地域福祉の推進に向けた施策について検討を行います。

## **藤沢市地域福祉計画2020 中間見直し<概要版>**

発行 2018年（平成30年）3月

藤沢市 福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466-25-1111 FAX 0466-50-8412

藤沢市のホームページアドレス：

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>